事　　務　　連　　絡

令和２年１１月３０日

　各障害福祉サービス事業所・施設等管理者　様

香川県健康福祉部障害福祉課

慰労金・支援金の申請について（依頼）

日頃から本県の障害福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、県では新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）を実施し、障害福祉サービス事業所等で勤務する職員（退職者や派遣労働者、業務委託を受けて働く従業員を含む）に対する慰労金及び事業所等の感染症対策に必要な経費等に対する支援金を支給することとしております。

慰労金・支援金の受付は、令和３年２月末日までとしていますが、早期の支払いを期すため、これから申請を行う事業所等については、**年内を目途に申請いただく**とともに、慰労金の交付を受けた事業所等については、**速やかに職員に慰労金を給付される**ようお願いいたします。

また、申請にあたっては、障害福祉課のホームページをご確認のうえ、特に下記の事項について、ご留意願います。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/kofukin/index.shtml

記

* 慰労金（障害分）の対象者は、令和２年３月１７日から６月３０日までの間に１０日以上障害福祉サービス事業所等に勤務した職員（退職者や派遣労働者、業務委託を受けて働く従業員を含む）です。なお、複数の障害福祉サービス事業所等や介護サービス事業所等と兼務している場合でも、慰労金を受け取れるのは、１人につき１回となります。

　万が一、退職者や派遣労働者等について申請漏れがありましたら、追加で申請を行っていただきますようお願いします。

* 支援金については、指定を受けているサービス（基準第２条第17号に規定する多機能型による事業所は、いずれかのサービス）ごとに申請することができます。なお、介護分で交付金を申請している場合であっても、障害福祉サービスの指定を受けていれば、別途障害分の交付金を申請することができます。
* 支援金については、全事業所において「感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」が、入所・居住系を除く事業所において「在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業」が申請可能であり、両方を申請することができます。